

## マニュスクリプトの「旅」

—— 大英図書館に眠る中世南フランスの異端審問記録 ——

図 師 宣 忠

筆者は、大阪市立大学大学院文学研究科「都市文化研究センター」のAチームCOE研究者として、平成15年12月26日から平成16年1月15日まで、ロンドン・サブセンターに滞在する機会を得た。ここでは、現地での研究活動における成果の一端を、雑感を交え簡単に報告させていただきたい。

\*\*\*

中世フランス史を専門とする多くの人にとって、ロンドンにある大英図書館は研究に必要不可欠な施設と言うわけではないだろう（関連研究文献の所蔵という点ではたしかに重要な図書館ではあるのだけれど）。だが、中世南フランス史が専門の筆者にとっては、大英図書館はどうしても訪れなければならない場所であった。というのも、そこには14世紀の初頭に南フランスで作成された、あるマニュスクリプト（手稿史料）が所蔵されているからである。その史料とは、異端審問官ベルナル・ギーの手になる『トゥールーズ判決集』*Liber Sententiarum Inquisitionis Tholosanae*（以下、『判決集』）である<sup>1)</sup>。ベルナル・ギーはカタリ派をはじめとする異端に対して異端審問を実施し、計930人への判決を宣告している（1308-23年、トゥールーズ Toulouse）。『判決集』はその記録であり、南フランスの異端・異端審問に関するもっとも主要な史料である。

概して異端審問関連の史料は、その伝来状況が特殊である。それには、異端審問記録に対する同時代人の認識が深く関わっている。すなわち、異端審問に対する都市民の反感により文書

庫が襲撃され、その結果、関連文書が破棄されるという事例が少なくなかったからである。こうした事態に備えて異端審問側では、文書を二部作成したり、安全な場所に保管したりすることによって、嚴重な文書の管理を行っていた。そうすると文書庫に後生大事に仕舞い込まれてそのまま忘れ去られてしまい、後世になって「発見」されることになる文書も出てくる。なかでも、ル・ロワ・ラデュリが『モンタイユ』<sup>2)</sup>で利用した『ジャック・フルニエ審問録』<sup>3)</sup>（1318-25年、パミエ Pamiers）はその有名な例である。パミエ司教ジャック・フルニエが教皇位（ベネディクトゥス12世）につく際に、異端審問記録を含む一連の文書群を携えて教皇庁の所在地アヴィニョンに入ったため、それらの文書はその後、ヴァティカンの書庫に秘蔵され、今日までその全文が保存されることになった。また、フランス国立図書館のドア文書Collection Doatには大部な異端審問記録が含まれているが<sup>4)</sup>、これには、17世紀のフランス王権による文書管理の事情が関係している。そもそもドア文書とは、王権の利害に関わる情報の収集を目的として、コルベールの命によりジャン・ド・ドアが南西フランスの文書の網羅的な調査・蒐集（1663-70）を行なって筆写させた史料（全258巻）である<sup>5)</sup>。つまりこの史料は、当時の国王行政における文書管理というコンテクストのなかで保存されることになったものであり、これ自体は17世紀のコピーではあるものの、オリジナル文書の大半が失われた今日、中世南フランスの状況を窺い知るための貴重な

情報源となっている。このように異端審問記録の来歴には、それぞれの時代における文書の取り扱いが密接に関連している。

それでは、14世紀初頭に南フランスで作成された『判決集』が、一体どのような経緯で大英図書館に所蔵されるに至ったのであろうか。

『判決集』は、17世紀末にリンボルクなる人物によって『異端審問の歴史』の付録としてアムステルダムにて公刊されているが<sup>6)</sup>、その際にリンボルクが利用したオリジナルのマニスクリプトは、1960年代までは「紛失」したものと考えられてきた<sup>7)</sup>。リンボルクがマニスクリプトの所在を明らかにしなかったことが原因である。このマニスクリプトの価値について、19世紀後半にモリニエは次のようにコメントしている。「どのようにしてこの記録 *registre* はオランダにやってきたのだろうか。彼[リンボルク]はそれを説明していない。この点に関する彼の沈黙が非常に悔やまれる。しかし、さらに残念なことは、この原本が今日もはや残っていないと思われることである。……原本はどうなったのであろうか。それはわからないし、ずっとわかることもないだろう<sup>8)</sup>。しかしこのマニスクリプトは、実はイギリスの大英図書館に保存されており、1970年代にニクソンによって「発見」されることになる<sup>9)</sup>。もともと作成された南フランスの地からオランダを経てイギリスへ。『判決集』の伝来の経緯については、マニスクリプトに残された手がかりやその他の痕跡からある程度まで追跡することが可能である。

まずは、大英図書館に所蔵されている『判決集』に残された手がかりから調べてみよう。マニスクリプトには数葉の後代の書類が挟み込まれたり貼り付けられたりしている。そこからある時期にこの『判決集』を所有していた人物が判明する。『判決集』は17世紀末に、オランダのロッテルダムに在住のベンジャミン・ファーリーなるイギリス人商人の手に渡っていたようである。B. ファーリーの1705年付けの蔵書票が貼り付けられていることからそれは窺える<sup>10)</sup>。さらに、ベンジャミンの孫にあたるトマス・ファーリーの書簡がマニスクリプトに挟み込まれていて、そこから『判決集』がオ

ランダからイギリスへと渡る経緯が明らかになるのだが、それについてはあとで触れることにする。さて、このベンジャミン・ファーリーは実はジョン・ロックとも交友がある人物であり、二人は多数の書簡を取り交わしている<sup>11)</sup>。また、『判決集』を刊行したリンボルクと二人の間にも接点があったことが、ロックの書簡から窺える<sup>12)</sup>。14世紀初頭に作成された『判決集』が17世紀に至るまでどのように保管されていたのかについては、残念ながら痕跡は見つかっていない。しかし、17世紀末に南フランスのモンペリエに保存されていた『判決集』にロックが言及しており、また、その『判決集』に注目を寄せたB. ファーリーらがロックと購入を相談する書簡を取り交わしている。紙幅の関係上、そのやりとりの詳細は割愛するが、『判決集』は別の人物の手を経たのち結局B. ファーリーが入手することになった。こうして南フランスからオランダに運ばれることになった『判決集』は、先に触れたようにリンボルクによってアムステルダムにおいて公刊されることになったわけである。

さて、『判決集』は1714年にB. ファーリーが死んだ後もファーリー家に留まる。しかし1750年代に、彼の孫トマス・ファーリーはその売却を決意する。そのことは、彼がオックスフォード司教トマス・セッカーに送った書簡の内容から窺い知ることができる。その書簡がマニスクリプトに挟み込まれているため、『判決集』のその後の足取りを追うことができるのである<sup>13)</sup>。ただし、この書簡は、司教がT. ファーリーから受け取って『判決集』と一緒に保管していたものと考えられ、司教からT. ファーリーへの書簡は残されていない。そのため、T. ファーリーから司教への書簡の内容から両者のやりとりを想定するしかないのであるが、100ポンドで『判決集』の購入をもちかけたT. ファーリーに対して司教は値踏みを行っていたようである。T. ファーリーは書簡の中で必死にこのマニスクリプトの価値を伝える。

「…100ポンドからの減額を希望されている由…」

「…この判決集の現在の所有者は、これについて決して法外な価格を主張しているわけで

「…ごさいません…」<sup>14)</sup>

だが、この懇願は聞き届けられることはなかった。というのも、最終的にT. ファーリーが減額した上で『判決集』を手放したことが、挟み込まれた受領書からわかるからである。

「…ロツテルダムのベンジャミン・ファーリーの息子、マークレーンのジョン・ファーリーの遺言執行人の一人わたくしトマス・ファーリーは、オックスフォード司教トマスより80ポンド受領いたし候…」<sup>15)</sup>

こうして『判決集』は、オランダからイングランドのオックスフォード司教トマス・セッカーの手に渡り、その司教が1756年8月21日に大英博物館にこれを寄贈したことにより<sup>16)</sup>、現在の大英図書館の所蔵へとつながることになった。

ところでベンジャミン・ファーリーは、1688年よりロツテルダムに居を構えたクェーカー派のイギリス人商人であった。クェーカー派とは、17世紀中頃イギリスに生まれたプロテスタントの一派である。B. ファーリーはなぜ『判決集』を求め、購入に踏み出したのであろうか。17世紀から18世紀における『判決集』の価値とはどのようなものであったのか。この問題に迫るためには、B. ファーリーやロックらの間で取り交わされた書簡を綿密に検討する必要があるが、そのヒントはトマス・ファーリーが司教に送った書簡の中に含まれているように思う。

「…もしこれが教皇主義者 Papists の手に落ちるようなことになれば、リンボルク教授の版の真実性が二度と証明されなくなってしまう…」<sup>17)</sup> (傍点引用者)

つまり、プロテスタントであるクェーカー派にとって、カトリックが異端に対して裁きを下した証拠である『判決集』はカトリックの誤謬を暴く材料と捉えられるものであったのである。本稿ではこれ以上踏み込んでの分析ができないため詳細は措くが、ここで大事だと思われる点は、この異端審問記録の価値が、17・18世紀当時の社会的文脈での「読み」において理解

されるものであったということである。つまり、14世紀初頭にカトリック派をはじめとする異端追求のために作成された『判決集』は、近世においてはカトリックとプロテスタントという宗派対立の構図のなかで理解されるものとなっているのである（もっとも、それは『判決集』を売却するための口実として述べられたにすぎないかもしれないのだが、いずれにせよ、近世社会のコンテキストで『判決集』を理解する必要があるだろう）。ある社会において史料が生み出されるということ自体が多分に時代性を帯びた現象であるが、ある時代に特有の形式のもとで生み出されたテキスト（ここでは、14世紀初頭の南フランスにおける異端審問の過程で作成された異端審問記録）が、史料を取り巻く人間関係の変化にともなって異なる捉え方をされ、取捨選択されることになる。中世に作成された史料に中世に起こった出来事の証拠が含まれていることはもちろんであるが、ここで観察されたように、それらの史料が現代に伝わるその経緯には、その時代その時代の史料の「読み」の積み重ねがあり、その「読み」による文書の保存・破棄の選択がなされているという点は忘れてはならないだろう。

本稿では中世南フランスで作成された『判決集』がどのような経緯で大英図書館に所蔵されたのかを見ていく中で、近世における『判決集』の「読み」という問題に行き着いた。本稿では見通しを述べるにとどまったが、こうした問題は、近世ヨーロッパにおいて書物がどのように読まれていたのか、つまり、「書物の歴史」や「読書の歴史」という問題系に位置づけて捉えることが必要であろう。さらなる分析を重ねた上で、稿を改めて論ずることにしたい。

\*\*\*

最後に、今回の調査と関わる範囲において、現在 COE-A チームで取り組んでいる共同研究「歴史遺産と都市文化創造」について少し付言しておきたい。この共同研究では、歴史学的な見地から文化財の保護と利用について考察を加えているが、「歴史遺産」の認定・保存という問題は、史料の保存の問題と共通する枠組みで捉えられるものではないだろうか。というのも、本稿で見たように、ある史料が図書館・文書館

に所蔵されているという事実自体が、各時代における文書の保存・破棄という取捨選択を潜り抜けた結果である、つまり何を残し、何を破棄するのかという選択自体が、同時代のバイアスを色濃く反映するものであるからである<sup>18)</sup>。これまでの共同研究において、「歴史遺産」の保存と利用を通じた「都市文化創造」における博物館の重要性が確認されたが、この問題を考える際に、「歴史遺産」認定・保存につきまとうバイアスに意識的になることが必要であろう。そのためには、博物館の機能をもっと幅広い文脈のもとで理解することが不可欠である。周知のように、「ミュージアム」とは、博物館や美術館だけでなく、図書館・文書館、動物園・植物園・水族館をも含める概念である。しかも、1983年以来、ユネスコの国際ミュージアム評議会によって、プラネタリウムや特定動植物の保護領域、さらには「世界遺産」もが「ミュージアム」概念に含められている。誰が、何を、どのように、保存し、展示し、伝えていくのか。「ミュージアム」という概念自体が西欧近代において形成された歴史的な概念であるという点を考え合わせると、「ミュージアム」の基本的な機能を歴史学的に読み解いていくことが、「歴史遺産と都市文化創造」という問題に迫るためのカギとなるように思われる。

## 注

1. British Library, Add. MS 4697; A. Pales-Gobilliard (éd), *Le livre des sentences de l'inquisiteur Bernard Gui, 1308-1323*, 2vols, Paris, 2002.
2. エマニュエル・ル・ロワ・ラデュリ (井上幸治ほか訳) 『モンタイユ——ピレネーの村1294-1324 (上・下)』刀水書房, 1990年, 1991年。
3. J. Duvernoy (éd), *Le Registre d'inquisition de Jacques Fournier, évêque de Pamiers : 1318-1325*, 3 vols, Toulouse, 1965.
4. Bibliothèque Nationale, Paris, Collection Doat, vols.21-37.
5. ドアによる文書の調査・蒐集については, H. Omont, "La Collection Doat à la Bibliothèque Nationale: Documents sur les recherches de Doat dans les archives du sud-ouest de la France de 1663 à 1670", *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 77 (1916), pp. 286-336を参照。
6. Ph. van Limborch, *Historia inquisitionis, cui subjungitur Liber sententiarum inquisitionis Tholosanae ab anno Christi MCCCXVII ad annum MCCCXXIII*, Amsterdam, 1692.
7. たとえば, C. Molinier, *L'Inquisition dans le Midi de la France au XIIIe et au XIVe siècle: Etude sur les sources de son histoire*, Paris, 1880, p.6; C. Douais, *Documents pour servir à l'histoire de l'inquisition dans le Languedoc*, Paris, 1900, p.cxiv; J. Duvernoy, *op.cit.* t.I, p.15.
8. C. Molinier, *op.cit.*, p.6.
9. M. A. E. Nickson, "Locke and the Inquisition of Toulouse," *British Museum quarterly*, 36 (1972), pp.83-92. なお、『判決集』が大英図書館に所蔵されるに至るまでの経緯については, ニクソンの論文をもとにして A. Pales-Gobilliard, *op.cit.*, pp.14-25にも紹介がなされている。
10. BL, Add. MS 4697, ff.7b, 221b.
11. T. Forster (ed), *Original Letters of John Locke, Algernon Sidney and Lord Shaftesbury with an Analytical Sketch of the Writings and Opinions of Locke and Other Metaphysicians*, 2nd ed., 1847, p.lxxix, pp.16-54.
12. T. Forster (ed), *op.cit.*, pp.52, 56, 116, 149.
13. トマス・ファーリーによるオックスフォード司教への手紙 (1754年5月22日, 1754年5月23日, 1755年4月22日) BL, Add. MS 4697, ff.3-5.
14. BL, Add. MS 4697, f.4.
15. BL, Add. MS 4697, f.5.
16. M. A. E. Nickson, *op.cit.*, p.84.
17. BL, Add. MS 4697, f.4.
18. 「文化」という問題を取り扱う際の政治性や選択の問題については, 2004年11月13日に行なわれた COE-A チームミニ・シンポジウム「歴史遺産と都市文化創造 II」(報告書として刊行予定)での多和田裕司報告「多文化都市クアラルンプールにおける文化の創造と競合」が参考になる。